2025 年 4 月

経営のトータル・アドバイザー ユアーズブレーン

医業経営ニュース　Vol.100

査定事例２：PL 配合顆粒

レセプトの査定事例をご紹介します。今後のレセプト請求や点検にお役立てください。
今回は、PL 配合顆粒の査定について解説します。

■ 査定事例

≪患者情報≫

- 令和 6 年 5 月診療分（入院外）
- 傷病名：急性上気道炎（診療開始日：令和 6 年 5 月 1 3 日）

査定前	査定後
（11）初診料　291 点×1	（11）初診料　291 点×1
（80）処方箋料　60 点×1	（80）処方箋料　60 点×1
≪処方内容≫	≪処方内容≫
PL 配合顆粒　3ｇ　（薬価省略）14 日分	PL 配合顆粒　3ｇ　（薬価省略）7 日分
	（査定事由：B）

■ 解説

初診で急性上気道炎と診断された患者に対し、PL 配合顆粒を 14 日分処方したところ、過剰として 7 日分へ B 査定された事例です。

PL 配合顆粒の添付文書を確認してみましたが、特に処方日数の上限等はありません。

【用法・用量】
通常、成人には１回１ｇを１日４回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

院内では 7 日を超えて処方しても査定されていない患者もおり、その違いを比較したところ、当月診療開始の患者が査定されている傾向にありました。つまり、本事例は当月診療開始の呼吸器疾患に対し、7 日分を超える処方は過剰と判断されたものと推測されます。

本事例のように、添付文書に記載されていなくても、診療内容から医学的に過剰と判断され査定されるケースあります。このような事例の再発防止は、医師の協力が必須です。そのためにも、査定事例を多職種で共有できる体制の構築が求められます。

株式会社ユアーズブレーンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する
様々なご質問・ご相談に対応する「**医事相談室**」サービスを提供しております。
詳細をご希望の方は https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04 から、
または TEL：082-243-7331e-mail：info@yb-satellite.co.jp　からお問合せください。